

鹿沼市おおしサポーター設置要綱

(設置)

第1条 鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例（令和5年鹿沼市条例第33号。以下「条例」という。）第1条の目的を達成するため、鹿沼市おおしサポーター（以下「サポーター」という。）を置く。

(活動)

第2条 サポーターは、次の各号に掲げる活動は無報酬で行うものとする。

- (1) 条例第8条に規定する禁止行為を行い、又は行うおそれのある者への注意喚起
- (2) 前条の目的の達成に必要な啓発、PR活動及びイベント等の開催
- (3) 市が行う大芦川流域における生活環境等の保全事業及び啓発事業への協力
- (4) 前各号に掲げるもののほか、生活環境等の保全に資する活動

(資格要件)

第3条 サポーターは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者であって、第5条第1項の登録を受けたものとする。

- (1) 市内で活動を行うことのできる個人又は団体であること。
- (2) 大芦川に愛着があり、又は大芦川流域における課題解決に関心があること。
- (3) 市の公式LINEグループ「おおしサークル」に登録し、かつ、LINEが利用可能な環境にあること。
- (4) その他市長が必要と認める要件。

(支援)

第4条 市は、サポーターに対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例に関する啓発チラシの提供
- (2) サポーター認定腕章の貸与
- (3) 第2条に規定するサポーターの活動に必要な情報の提供
- (4) サポーターの活動状況の発信

(登録等)

第5条 サポーターとしての活動を希望するものは、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 登録を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、鹿沼市おおしサポーター登録申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を速やかに審査し、当該申込みが第3条に規定する要件を満たす場合は、サポーターとして登録するとともに、その旨を申込者に通知するものとする。

- 4 サポーターは、第2条に規定する登録申込書の内容に変更が生じたとき又は登録を抹消したいときは、速やかに市長へ申し出るものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該サポーターの登録内容を変更し、又は登録を抹消するものとする。

(禁止事項)

第6条 サポーターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) サポーターとしての地位を利用した収益事業、政治活動及び宗教活動
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、サポーターとしての信用を失墜し、第1条に規定する目的の達成を妨げる行為
- 2 サポーターは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退き、登録を抹消された場合も同様とする。

(登録の抹消)

第7条 市長は、サポーターが前条の規定に違反したときは、当該サポーターの登録を抹消することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりサポーターの登録を抹消したときは、その旨を直ちに当該サポーターに書面により通知するものとする。

(庶務)

第8条 サポーターに関する庶務は、総合政策部地域課題対策課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。